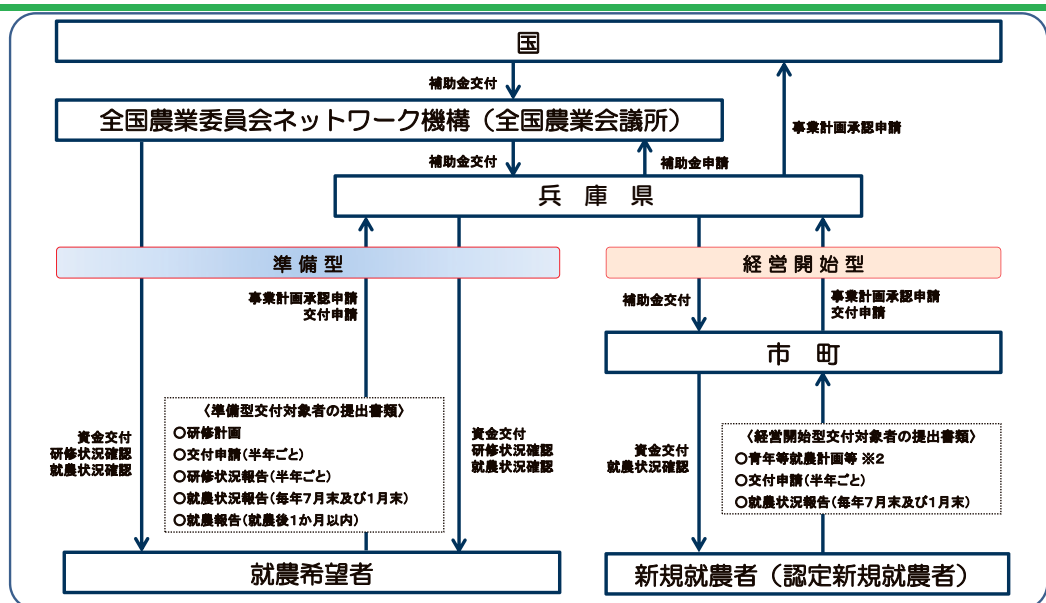


## 1 農業次世代人材投資資金 (旧青年就農給付金)

就農前の研修期間 (2年以内) 及び経営が不安定な就農直後 (5年以内) の所得を確保する資金を交付します。

準備型 (研修期間中)	経営開始型 (独立・自営就農直後)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県農業大学校等の県が認める農業経営者育成教育機関・先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で独立就農、雇用就農又は親元就農するなど一定の要件を満たした方に対し交付</li> <li>● 交付期間1年につき、150万円を最長2年間交付                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修終了後1年以内に、独立自営の経営開始又は農業法人等へ就農しなかった場合、及び交付期間の1.5倍 (最低2年) 以上就農を継続しない場合は全額返還</li> <li>・ 研修終了後1年以内に親元就農する者も対象となるが、5年以内に経営を継承しない又は共同経営者にならない場合は全額返還</li> <li>・ 自立自営を目指す者については、就農から5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならない場合は全額返還</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として45歳未満で市町が作成する「人・農地プラン」に位置づけられている (又は位置づけられると見込まれる) など一定の要件を満たした認定新規就農者等に対し交付</li> <li>● 交付期間1年につき、最大150万円を最長5年間交付                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り</li> <li>・ 所得が350万円以上ある場合は交付しない</li> <li>・ 農地は親族からの貸借が主であっても対象とするが、5年間の交付期間中に所有権移転しない場合は全額返還</li> <li>・ 交付期間終了後、交付期間と同期間以上営農を継続しない場合は返還</li> </ul> </li> </ul>

### ○ 農業次世代人材投資事業の実施体制・手続



※1 準備型は都道府県または青年農業者等育成センターどちらかが交付する。(所在する都道府県での就農を基本としない教育機関で研修を受ける者に対しては全国農業委員会ネットワーク機構 (全国農業会議所) から交付することができる。この場合、研修後の就業状況は、全国農業委員会ネットワーク機構 (全国農業会議所) と就業先の都道府県が協力して確認する。)

※2 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就業計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料を添付したもの

問い合わせ先

#### 準備型 (研修期間中) については

兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課 (担い手対策班)  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
 TEL 078-341-7711 (代表) 内線3952-3953 FAX 078-362-9394  
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/org/nogyokeiei/>

#### 経営開始型 (独立・自営就農直後) については

就農地のある市町の農業担い手担当部署にご相談ください。

## 2 青年等就農資金（無利子）【窓口】JA、日本政策金融公庫等

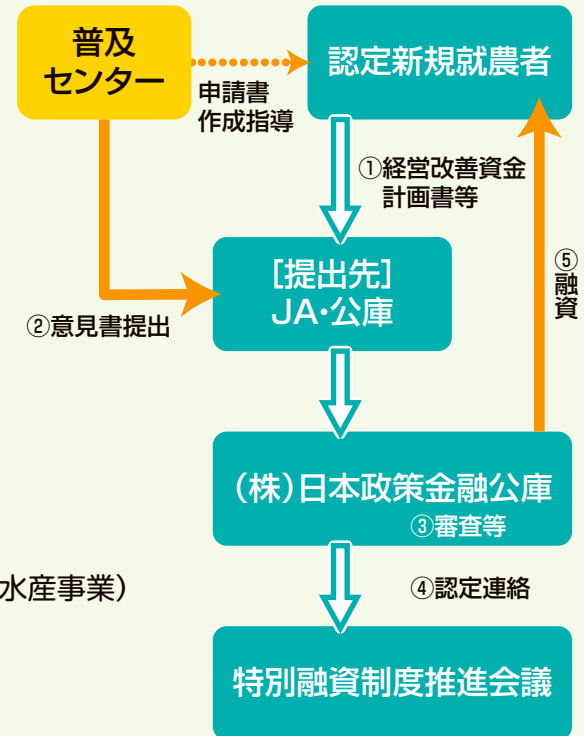
### (1) 貸付対象者

青年等就農計画を作成し、市町長の認定を受けた者（認定新規就農者）

### (2) 青年等就農資金の概要

貸付主体	日本政策金融公庫
資金の内容	・施設、機械等の取得等 （農地の取得は除く） ・長期運転資金
貸付限度額	3,700万円（特認1億円）
償還（据置）期間	12年以内 （うち据置5年以内）
担保等	実質的な無担保・無保証

### (3) 借入手続きの流れ



#### 【問い合わせ先】

(株)日本政策金融公庫 神戸支店（農林水産事業）  
TEL078-362-8451

## 3 その他の主な資金

資金名	申込先	資金目的	貸付対象者	貸付限度額	償還期間
農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	日本政策金融公庫	農地、機械・施設 長期運転資金等	認定農業者等の担い手	個人 3億円 法人 10億円以内	25年以内 （うち据置10年以内）
農業近代化資金	農業協同組合 ほか民間金融機関	機械・施設・長期 運転資金等	認定農業者等の担い手	原則 個人 1,800万円 法人 2億円以内	7～20年以内 （うち据置2～7年）
美しい村づくり資金	農業協同組合	施設の整備に必要な資金、営農に必要な運転資金、災害復旧にかかる運転・設備資金	農業者、任意団体、法人等	個人：1,000万円以内 （災害資金は500万円以内） 団体等：2,000万円以内 （災害資金は1,000万円以内）	5～15年以内 （うち据置1～2年）

※最新の金利及び詳細は金融機関にお問い合わせ下さい。

## ○認定新規就農者

市町長から青年等就農計画の認定を受けた者を「認定新規就農者」といいます。

## ○青年等就農計画

農業を始めようとする青年等が、どんな作物をつくり、どこで、いつ農業を始め、そのためにはどんな技術を習得するのか、どんな機械・施設を導入し、そのための資金はどうするのか、将来どの程度の農業所得目標をたてるのか、といった就農に向けて作成する計画を「青年等就農計画」（以下「計画」という。）といいます。

対象者は、原則18歳以上45歳未満の青年、65歳未満の知識・技能を有する者及びこれらの者が役員の過半数を占める法人です。

就農前だけでなく、就農後5年以内まで計画認定を申請することができます。

計画の作成にあたっては、就農予定地の農業改良普及センター（地域就農支援センター事務局）が指導・助言を行います。

平成25年に全国新規就農相談センターが行った「就農1年目の平均費用と農産物売上高」調査によると、就農1年目は、全作目平均で、費用が営農面658万円（うち初期投資500万円）生活面227万円、合計885万円、これに対する農産物売上高は262万円で、大幅な赤字になっています。

新規就農者の経営が軌道にのるまでには、3～5年かかるとされており多額の資金が必要となってきますが、農業経営を始める、つまり起業するにあたっては、十分な自己資金を用意し、調達資金は極力低く抑えることが原則です。

### 就農1年目の平均費用と農産物売上高

（H25 全国新規就農相談センター調査、単位：万円）

	営農面					生活面	就農1年目 農産物売上
	機械施設 資金 (A)	営農資金 (B)	費用合計 (A+B=C)	自己資金 (D)	差額 (D - C)	自己資金	
全作目平均	500	158	658	332	△ 326	227	262
水稲・麦・雑穀類、 豆類	445	130	575	256	△ 319	212	160
露地野菜	228	93	321	245	△ 76	207	144
施設野菜	771	227	997	398	△ 600	242	301
花き・花木	631	197	827	281	△ 546	208	205
果樹	256	77	333	350	17	328	143
酪農	2,314	1,400	3,714	583	△ 3,132	274	3,956
その他畜産	804	113	917	429	△ 488	150	32